

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
株式会社フューチャースタANDARD	東京都台東区台東4-8-7

2. 指名停止措置期間

令和5年10月31日 から 令和5年11月30日 まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

（株）フューチャースタANDARDは、徳島河川国道事務所発注の「令和5年度 徳島管内映像蓄積装置製造」（令和5年9月8日開札）の入札において、調査基準価格を下回る金額で入札したため、発注者より予算決算及び会計令第86条に基づく調査通知（以下、「低入札価格調査」という。）を受けた。

その後、当該者出席のもと低入札価格調査が行われたが、その際に発注者が示した機器の仕様及び他の要件の一部を満たしていなかったことが確認され、令和5年10月4日付けで以降の調査には協力できない旨の申出書が提出された。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

<措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長

半田 達也

（内線2511）

総務部経理調達課長

岡本 隆章

（内線6311）

○総務部契約課課長補佐

森崎 貴司

（内線2512）